

令和4年度の保育料（月額）

保育認定の子ども（3歳未満児）

| 階層 区分 | 世帯の課税状況 | | 保育料(1人につき) | | 下記軽減①～③の 対象となる階層 | | | | |
|----------|-----------------------|----------------------------------|------------|------------|---------------------|--------|---|---|---|
| | | | 標準時間 | 短時間 | ① | ② | ③ | | |
| | A | 生活保護世帯等 | | 0円 | 0円 | — | — | — | |
| B | 非課税世帯 | | 0 | 0 | — | — | — | | |
| C | 均等割額のみ課税世帯 | | 9,500 | 9,400 | ○ | ○ | ○ | | |
| D | 市 町 村 民 税 | 所得 割 の 課 税 世 帯 | 48,600円未満 | | 12,400 | 12,200 | ○ | ○ | ○ |
| | | | 48,600円以上 | 55,700円未満 | 16,200 | 16,000 | ○ | ○ | ○ |
| | | | 55,700円以上 | 59,200円未満 | 19,100 | 18,800 | ○ | △ | ○ |
| | | | 59,200円以上 | 79,500円未満 | 23,600 | 23,200 | ○ | — | ☆ |
| | | | 79,500円以上 | 97,000円未満 | 29,500 | 29,000 | ○ | — | — |
| | | | 97,000円以上 | 106,800円未満 | 35,100 | 34,600 | ○ | — | — |
| | | | 106,800円以上 | 133,600円未満 | 39,500 | 38,900 | ○ | — | — |
| | | | 133,600円以上 | 169,000円未満 | 42,700 | 42,000 | ○ | — | — |
| | | | 169,000円以上 | 301,000円未満 | 45,400 | 44,700 | ○ | — | — |
| | | | 301,000円以上 | | 46,300 | 45,600 | ○ | — | — |

△＝市町村民税の所得割額が57,700円未満を対象

☆＝市町村民税の所得割額が77,101円未満を対象

○保育料の軽減について

(1) 第2子以降の保育料について

保護者の所得及び保育施設等*の同時利用の有無にかかわらず、第2子については2分の1相当額、第3子以降については0円になります。・・・①

なお、大学生など別居の兄弟姉妹や、18歳以上（平成16年4月1日以前の生まれ）の兄弟姉妹がいる場合は申請してください。

◎上記のうち、保育施設等を同時利用している最年長の子どもから順に数えて第1子、第2子がともに3歳未満児のときの第2子目は、3分の1相当額になります。

※保育施設等：保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（県立ろう学校幼稚部等）、児童心理治療施設、児童発達支援（そよかぜ、児童デイサービスわくわく、金沢市障害児通園施設ひまわり教室、ヴィストカレッジ西金沢駅前、エイブルベランダBe等）を行う施設

- ・適用を受けるときは、**在籍（契約）証明書**の提出が必要です。 ※証明書様式は、保育所及び認定こども園にあります。
- ・利用の仕方によっては、対象にならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

◎C階層～市町村民税の所得割額が57,700円未満で保護者と生計を同一にする子どもが2人以上いる世帯・・・②
第2子以降については0円になります。

(2) C階層～市町村民税の所得割額が77,101円未満の世帯で、母子及び父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等の保育料について・・・③

生計を同一にする子どもにおいて、第1子については2分の1相当額（上限9,000円）、第2子以降については0円になります。

注(1) 適用年齢について

3歳未満児：平成31年4月2日以降に生まれた子ども

(2) 税額控除等について

市町村民税の額については、主に寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等の適用前の税額になります。

(3) 算定期間について

令和4年4月から8月までは令和3年度の市町村民税にもとづき算定し、令和4年9月から令和5年8月までは令和4年度の市町村民税にもとづき算定します。